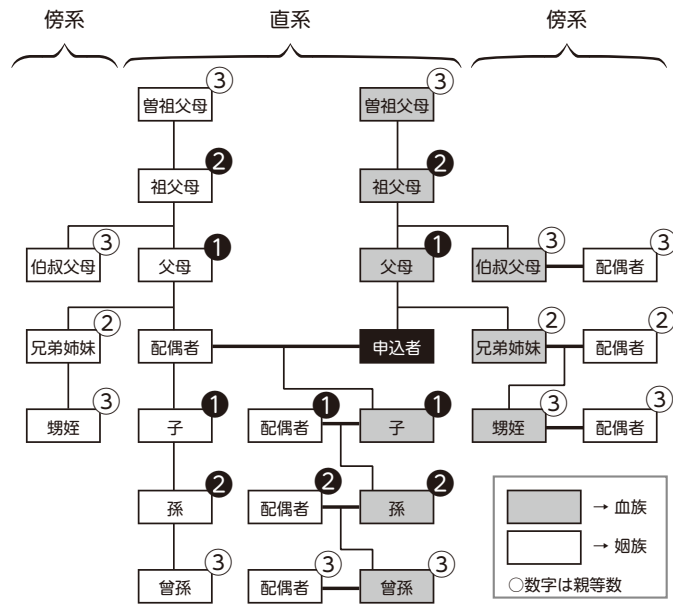


# 親等図



## 1 高齢者世帯

申込者が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）

イ おおむね 60 歳以上の方（申込日に 57 歳以上の方）

ウ 18 歳未満の児童

## 2 心身障害者世帯

申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者

（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者